

平成14年第8回臨時会

階上町議会会議録

平成14年11月25日 開会

平成14年11月25日 閉会

階上町議会

平成14年第8回階上町議会臨時会 第1日

議事日程第1号

平成14年11月25日 午前11時18分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提案理由説明
日程第 4 議案第1号 階上町が八戸市・福地村・南郷村・名川町・南部町・田子町と合併
することの賛否を住民投票に付するための条例の制定について
日程第 5 議案第2号 平成14年度階上町一般会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	橋	場	敏	雄	君	2番	高	松	久	美	子	君
3番	石	川	清	人	君	4番	山	田	恵	治	君	
5番	土	橋	信	夫	君	6番	郷	州	公	典	君	
7番	松	森	蒿		君	8番	佐	京	登		君	
9番	畑	中	弘	實	君	10番	大	前	典	男	君	
11番	桑	原	一	夫	君	12番	木	村	勝	彦	君	
14番	浜	谷	豊	美	君	15番	平	戸	茂	雄	君	
16番	松	倉	正	美	君	17番	田	端	清		君	
18番	荒	道	鶴	造	君							

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 上 山 博 一 君
収 入 役 荒 谷 剛 生 君
企 画 課 長 上 博 文 君

助 役 笹 山 一 夫 君
総 務 課 長 桑 原 定 男 君

職務のための出席者

議会事務局長 梨 子 謙 一 君
総務課庶務係長 長 根 工 君

総務課長補佐 沼 沢 範 雄 君

◎ 開会の宣言

午前11時18分

◎ 開議の宣告

午後12時06分

議長（荒道鶴造君）

只今の出席議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成14年第8回階上町議会臨時会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手許に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録の署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番 郷州公典君、7番 松森 蒿君を指名いたします。

日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 この際日程第4、議案第1号 階上町が八戸市・福地村・南郷村・名川町・南部町・田子町と合併することの賛否を住民投票に付するための条例の制定についての件及び日程第5 議案第2号 平成14年度階上町一般会計補正予算についての件、2件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議長（荒道鶴造君） 町長 上山博一君

町長（上山博一君） 本日ここに、平成14年第8回階上町議会臨時会を開会するにあたり、議員各位にはご多忙のところ、ご出席いただき誠に有り難うございます。それでは、本臨時会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げ審議の参考に供したいと思っております。

議案第1号階上町が八戸市・福地村・南郷村・名川町・南部町・田子町と合併することの賛否を住民投票に付するための条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、階上町が八戸市・福地村・南郷村・名川町・南部町・田子町と合併することの賛否を住民投票に付することについて、所要事項を定めるため提案するものであります。

議案第2号平成14年度階上町一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳出の補正をするものであります。それでは、第1表歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。歳出の選挙費に7,758千円を追加、同額を予備費から減額いたしました。以上、提出議案につきましてご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げます。

議長（荒道鶴造君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第1号 階上町が八戸市・福地村・南郷村・名川町・南部町・田子町と合併することの賛否を住民投票に付するための条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。はい、議長。

14番（浜谷豊美君） はい

議長（荒道鶴造君） 14番（浜谷豊美君）

14番（浜谷豊美君） 14番浜谷。先般15日の全員協議会並びに、22日の勉強会が開催さ

れました。色々と説明を受けた訳ですが、そう言った経過を踏まえての今回の条例案制定、条例の制定案と言うことでありますから、2、3点、疑問点とか確認したい点がありますのでよろしくお願いしたいと思います。まず、町長は、この度の市町村合併に関する住民の意向を確認して、そして民意を反映した選択をしたい。そして、また、昨年の町長選挙における公約でもあると言うことから、今回の住民投票の条例制定案を提案したと理解してよろしい訳ですよね。それからまた、15日の全員協議会で、最初話がありました投票率のことですが、当初、投票の成立は50%を越えた場合というふうなお話もありましたが、まあその後、色んな考え方等もあって、それは投票率に関わらず、それを尊重していくというふうに考えが、ああ、そういうふうな考え方であるというふうな認識でよろしいでしょうか。それを確認したいと思います。ええ、それから22日の勉強会、まああの、その際のことですが、住民投票をされて、そしてその開票の立会人は、合併の賛成者側から3人、反対側から3人を出してもらうというふうに説明はされましたよね。そういうふうな事務局の説明がされましたよね。で、これはですね、一体どういうことなのか、どうやってそれを選ぶのか、事前にそういったことが分かるのかどうかお伺いいたします。それから最後に、住民への説明ですが、ええ、22日の我々議会に対して、まあ、初めて合併しない場合の財政状況についての今後の見通しについての説明がなされました。その際、合併した場合の将来構想だけではなくて、合併しない場合はどうなるのか、両方を説明しなければ、住民が判断に困るのではないかという質問に対して、町長は説明しますというふうに答弁したと記憶しております。また、ほかの議員からも合併しない場合のメリット・デメリットについての説明も必要ではないかという意見が出されたと思いますが、その後の地区説明会において、これが実施されているものかどうかお伺いいたします。以上です。

町長 上山博一君 ハイ。

議長（荒道鶴造君） 町長（上山博一君）

町長（上山博一君） お答えいたします。まず、3点ではないかと思います。1点目のいわゆる低投票があった場合50%と言うような話は、話題としては提供いたしました。その場で、全員協議会の中、それは投票率にこだわらない方がいいのではないかと、折角投票所に足を運んだ方々は、もしこれを低投票率を理由に蓋をすることになれば、私の投票はどうなったのかなと、そのようにガッカリすることもあるのではないかと、まあ、そういうこともありまして皆さんと協議した訳ですが、まあ特に投票率にこだわらないという方針で今まで来ていると思います。

それから、賛成派、反対派と言うのは、私からは、それは出ていません。只ね、ええ、何処からでたかはちょっと私は記憶はないんですけどもね。いま浜谷議員おっしゃるとおり、それは中々難しいことかなあという、私は考えがありますけどもね。それは、もしどっかで出ているとすれば、その方がちょっとあの・・・思います。それからあの住民の説明ですけども、21日から29日まで9日間、各会場で説明会を開いております。色んな意見が出てまいります。この説明会は、合併検討協議会が現時点でね、出された資料、いわゆる地域将来構想と概要版、各家庭に配付されていますので、まずその説明とその後住民からは、そうしない場合はどうかと、多分出るだろうと思って階上町が将来を目指したビジョンプラン、この説明も兼ねて説明しております。その中には当然メリット、デメリット等出てくる訳ですが、人それぞれと言うような感じがいた

します。 以上でございます。

企画課長 上 博文君 ハイ。

議長（荒道鶴造君） 企画課長（上 博文君）

企画課長（上 博文君） ええと、只今のご質問の中で、ええ開票立会人んを、何人にするのかというご質問は、22日勉強会の席上で出ております。そのことに対しまして、6人を想定しているというふうなことで、その内訳としまして例えば、あの、賛成する人3人、反対する人3人というふうな選び方もあるというふうには、申し上げてございます。で、どうやって選任するのかというふうなご質問でございますが、これについては実際そのような方法をとるのであれば、まあ、色々と方法が考えられますけど、例えばそういうふうな趣旨で、公募するというふうな方法も考えられるかとそのように思います。 以上でございます。

14番 浜谷豊美君 ハイ

議長（荒道鶴造君） 14番 （浜谷豊美君）

14番（浜谷豊美君） 14番浜谷。 ええ、例えばというふうな事で話はされました。けれどもその例えばが、ああ、実行を可能な様な説明でありますので、こういったことは事前にですね、あのどっちに投票するかとかいうふうなことは、事前にそういうふうなのを判断してよろしいんでしょうか、それでいいんですか。あとそれから、投票の低投票率の場合についての考えが、町長から示されました。ええ、まあ、いかに少人数であっても投票者の意思なりは尊重しなければならない。それは、最もだと思います。ええ、そういった中でその投票率が、ああ、低い場合、その低い場合の投票の開票うんぬんではなくて、住民投票の結果として、ええ、尊重、あの成立と見る場合の判断基準がなくていいのかと言うところを心配する訳であります。この住民投票をするかどうかの説明がされた時に、住民のアンケートという方法もあると、しかし、1/3の抽出された方へのアンケートであれば、ああ、住民の意思とすれば、回収率も考え低くなるのではないかというようなことで、より以上の多くの全町民に対しての意見を聞くというふうな方法で、住民投票という方法が選択されたものと思っております。そうであればスタートの時点で、ええ、100%対象にしている訳ですけども、アンケートの1/3を対象にしたアンケートの対象者よりも住民投票率がもし低い場合ですね、色んな場合あると思います。ですから極端なというような場合を引き合いに出してもどうかと思いますので、かなり低い場合でも、それを尊重して行くというふうな町長の提案だというふうに受け取りました。私はそれであればちょっとですね、住民が、ああ、それで納得するかどうか、非常に疑問があるところでございます。それについての、こう、考え方、線をですね設けられないものかというような事を町長にお伺いしたいというふうに思います。

ええ、あとそれから、ええ、説明会において色んな質問が出されれば、それに対して対応して行くと、あくまでも合併基本構想、将来構想に対しての説明会であるというようなことでなくて、ええ、合併しない場合についてもやっぱり情報というような事でも住民は知りたがっている訳です。ですから、そういう様な事も、住民が知る権利も尊重しなければならないし、また、こうい

う大きな重大な問題でもありますので、行政としても情報を出来るだけ正しく伝えるそういう、うう、責任もあると思います。これについて如何でしょうか。

企画課長 上 博文君 ハイ。

議長（荒道鶴造君） 企画課長 （上 博文君）

企画課長（上 博文君） それでは、私の方から1点目の質問についてお答え申し上げます。

ええ、確かに、あの、その投票立会人の選任の方法まで、例え話しにいたしましても私の方から申し上げたことは、言い過ぎであったと思います。いずれ、あの、実行の段階では、これは選挙管理委員会がその選任の方法等については、決定するものでございますので、ご理解を頂きたいと思います。以上でございます。

町長 上山博一君 ハイ。

議長（荒道鶴造君） 町長 （上山博一君）

町長（上山博一君） ええ、私に与えられた・・・2点だと思いますけども、低投票率例えば1/3以下になった場合の対応ですけど、低投票率であっても私はそれを尊重したい。結果を尊重したい。というふうに今考えているところであります。それから住民の知る権利、情報を正しく町民にながす、と全く同感であります。まだ、2ヶ月以上もありますのでね。ええ、この合併についてね、もっともっと町民に情報提供して行きたいという考えであります。

14番 浜谷豊美君 ハイ

議長（荒道鶴造君） 14番 （浜谷豊美君） ハイ

14番（浜谷豊美君） 14番浜谷。 ええ、職員のミスであるというふうなお話がありました。ええ、16日のマスコミ等において、投票日について報道されました。それについても町長は、それは決定したことではないと、あれはマスコミに対して話はしたけれども、内々のことであって、ええ、そういう決定したとは一言も言っていないというふうな考えを示されました。それも、あくまでも事務方のミスであったと詫びを致しました。やはりそういうふうなですね、この、こと、こういう問題はこれまでも何回か、何人からも意見、批判もでました。けれども、ええ、やはりそのところは、マスコミ、報道機関に対しての情報を流す場合は、何も無いことを出さない訳でありますから、ああ、一旦でた情報がどういうふうに伝えられたのかを、もし間違いとか訂正することがあれば、町長は、自らやはり、職員よりも、おお、当然最高責任者である町長からの何らかの方法をもって、ええ、修正していただかないと、それは職員のミスといいながらも、町民はそういった事で大変混乱するし、我々、ええ、議員としても立場もなくなる訳でありますから、ああ、今の時点で今後こういったミスであったとかいうふうなことで済まされないように、慎重に言動を慎んで頂きたい。ええ、まあ、私は、その、住民の意向を聞くというふうな点については必要であると思っております。そして、また、この住民投票に対しても全く否定するものではありません。但し、その方法、やり方においてですね、ええ、さっきも話しましたよ

うに、住民に対して正しい情報提供とか含めて、ええ、メリット、デメリットを正確に伝えておかないと、質問が無かったからそれを正当とみなしたとか、そういうふうな感覚では進めてほしくないと思います。やはり、その方法を間違えてしまえば、まあ、将来に本当にもう取り返しのつかない、そういうふうな重大な事態になってしまいかねない。まあ、そういうふうなことで先ほどらい申し上げておりますが、そういったことも含めて町長自身がですね、この、合併についてどのようなスタンスで望のか、本当はハッキリしたところを伺いたいところでございます。

以上です。

町長 上山博一君 ハイ。

議長（荒道鶴造君） 町長 （上山博一君） ハイ。

町長（上山博一君） ええ、投票日の報道とかですね、まあ、そのほか内容を同じようにジャーナリストの方々に、説明をしているつもりですが、ええ、やはり、どっかで、あの多少はね、この違ってくるのがあるなぁと感じている訳ですけどね、私もある新聞社にね、記者に、そうではないです。と言ったらこれは間違いましたという話もありました。実はね、ただ、あの、その時ですね、いつも最後に付け加えるのは、そのような方向でということですね、まあ、何処からか聞いてきたと、町長はどうかと来るんですよ。私は、その方向であれば、いや、まだこれは、一寸早かったなぁという気もない訳ではないんですが、しかし、決定は、議会の11月25日の条例と関係する予算が通過しなければ、これは決定ではないですよと、ただ、そういう方向でということであればということですね、話はね、していますけどね。まあ、その、決定というふうに出たところがあったかも知れませんが、あ、中にはそういうふう調整しているということもあったようですけどね。それから、ええ、町長自身のスタンスということではありますが、ええ、この議案が皆さんからお認め頂ければ、住民投票にね肅々と入って行きたいと思います。その結果を私は尊重するということで、この結果については、議会の皆さんにもご報告したいと、そのように考えています。 以上です。

14番 浜谷豊美君 ハイ

議長（荒道鶴造君） 14番浜谷豊美君の本件に関する発言は、既に3回におよびましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を許します。14番 浜谷豊美君

14番（浜谷豊美君） 14番浜谷。 有り難うございます。ええ、この合併に対しての町長のスタンスという意味は、そういう意味でなくてですね、あの、合併の可否について賛否、考え方について、まあ、そういうふうな、まあ、上山町長が議員時代からの、議員時代の色々な考え方等は、まあ、承知している訳でございますが、ええ、まあ、選挙後、中も含めて、今度は立場が町の一国の主ということで、ええ、この合併をどういうふうに行きたいのかというふうな考え方がですね、まあ、今より本当は、そういうふうな議論がされる前にあって欲しかったなぁというのが本音ではございますが、中々その点については触れられないのが残念ですけど、何れにいたしましても、この住民投票というのは、まあ、町長の、先ほどお尋ねいたしましたけれども町長の選挙公約でもあるから、まあ、やって行きたいというふうなこともあります。公約だ

から住民投票をするんだということではなくてですね、最終的にはそれを提案した町長自身に結果と責任が返って来るんだというふうな事だと申し上げて質問を終わります。

町長 上山博一君 ハイ。

議長（荒道鶴造君） 町長 （上山博一君） ハイ。

町長（上山博一君） 浜谷議員おっしゃるように、議員の立場、町長という立場がありますけども、その、色々見えないところが見えてきたり、また、本当は知っておくべき事を知らなかったりね、色々あるのは確かです。ええ、公約であるからこれをやると、私はね議会の皆さんにはね公約であるからこれをやるということは言っていない。ただ議会の皆さんにどう思いますかと先に問うている訳でありますけど、たまたま私の考えと一緒にいるんだなあという認識はありました。でありますからね、ええ、結果は当然私の責任になるであろうと私はこれを尊重したい。結果を尊重して議会の皆さんにご報告して諮りたいと このように思っております。

以上であります。

議長（荒道鶴造君）

ほかに質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

議長（荒道鶴造君）

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

12番 木村勝彦君 ハイ

議長（荒道鶴造君） 12番 （木村勝彦君）

12番 木村勝彦君 12番木村。 ええ、本案について反対の討論をさせていただきます。

まず始めに私は、主権在民と言う権利を最大限に尊重し、有権者である町民の主権を些かも侵害しないことをお誓い申し上げます。勿論、住民投票については異論はありません。只、今の時期に、私たち議員でさえも判断材料が不十分であるし、今後仮に合併しない場合の当町の財政状況の内容の厳しさを有権者に公開し、町長さんは勿論、我々議会も責任ある対応をするための一層の努力が必要であるし、我々に課せられた義務でもあります。また、それらの情報提供のための町民との対話の積み重ねが不可欠であります。そしてこれから法定協議会で充分議論し、議会での議論を積み重ね、その結果の住民投票の有無の選択が、町民への配慮だと思っております。

よって、現時点での住民投票条例設置は時期尚早であり同意できません。

議長（荒道鶴造君）

次に、原案に賛成の討論は、ありませんか。

5番 土橋信夫君 ハイ

議長（荒道鶴造君） 12番 （土橋信夫君）

5番 土橋信夫君 5番土橋。 ええ、議案第1号階上町が八戸市・福地村・南郷村・名川町・南部町・田子町と合併することの賛否を住民投票に付するための条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。この合併問題について、任意の協議会が設定されてからかなりの時間が経過してございます。今、日本が混乱の極致にある現在、我々が如何なる道を進むべきかという回答というのは出てきません。何で答えが出てこないか。これは、答えるべき回答じゃないからです。それぞれの判断の問題だからです。その判断を、正確な判断を持つための情報は与えられるものではありません。自分達が掴み取って、自分達が判断して行くべきことなのです。町民がどんな些細な理由であろうと自分は合併する、自分は反対する。これは尊重して、民意として、どんな少ない意見でも、どんな些細な意見でも尊重すべきであります。我々議員にしても、合併する判断のための回答っていうものはでてこない。私どもは、日本の経済情勢、日本の税収の状態、交付税の状態、過去の決算、これらの推計あるいは住民サービスの影響の問題、それらを総合的に我々は判断しなければならない。先ほど言いました様に、任意協議会を設立してから相当たちます。9月においても、この住民投票の問題に関して私くし質問いたしました。それからでも2ヶ月近くの時間が経過している訳でございます。繰り返し言いますけども情報は我々議員もそうです、町民もそうです。自分達が情報を求めて判断しなければならないことなのです。本条例は、合併することの賛否について町民の意思を確認し、もって民意を反映した選択とすることを制定の目的にしております。階上町の存亡を決する市町村合併問題を、理事者である町長と17人の議員だけで決定してしまうには、あまりにも大きすぎる問題であります。そのために、民意を反映した選択をする事は、極めて民主的であり、行政として当然の行為であります。実施時期としては、法定合併協議会移行への是非を決定する前に実施するべきであります。法定協議会は、合併を是として、合併を前提として進めて行く協議会でございます。それを進むべきか、あるいは考えるべきか、その時点でもって判断することは、誠に時宜を得た時期だと思います。

以上、申し上げまして本案は適正なものと思われれます。以上の点から本条例の制定に賛成いたします。

議長（荒道鶴造君）

原案に反対の討論は、ありませんか。（無しの声あり）

次に、原案に賛成の討論は、ありませんか。

4番 山田恵治君 ハイ

議長（荒道鶴造君） 4番 （山田恵治君）

4番 山田恵治君 4番山田。 市町村合併の賛否を問う住民投票に対して、賛成の討論をいたします。私たちが今、直面している市町村合併は、明治22年から始まった階上村、階上町の歴史の中で、最も重大な決断をしなければならない事件であると思います。この合併問題は、階上町民15,000人の将来を左右する大きな岐路となります。その判断は、賛否両論ある中で、町民の意思を確認するという意味では、議会で判断する材料の一つとして、大変重要なことだと思います。階上町、平成13年7月に八戸市、階上町、南郷村、福地村の4市町村で、任意の協

議会がスタートし、平成14年4月に南部、名川、田子が加わり、地域将来構想がまとまりました。北の時代をリードする産業文化創造都市というテーマで、都市づくりの基本方針と将来都市像が示されました。しかしながら住民投票をして、住民の判断、意思を確認するには、少し判断材料が少ないと思います。合併しなかった場合の階上町の町づくりを財政の裏付けをもって、町民に正しく分かりやすく示すべきだと思います。地方分権や市町村合併は、700兆にも及ぶ国と地方の財政赤字から始まりました。現在こういった財政状況の中で、階上町が自立して生きて行こうとするなら、歳入の部で地方交付税が年々減額になり、また、来年度も7%程度の減額が示されている中、歳出の部で何をどれだけ減らすのか、一般町民が理解できるように、この苦しい財政状況の中で、階上町がどのような街づくりをして行くのか、同じテーブルの上にのせるべきだと思います。そうすることで階上町民は、自己責任において階上町の将来を正しく判断するものだと思います。そういった自立する町づくりを示すことをお願いし、住民投票に賛成を致します。終わります。

議長（荒道鶴造君）

ほかに討論は、ありませんか。（無しの声あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号階上町が八戸市・福地村・南郷村・名川町・南部町・田子町と合併することの賛否を住民投票に付するための条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

着席して下さい。

起立多数（起立9人）であります。

よって議案第1号階上町が八戸市・福地村・南郷村・名川町・南部町・田子町と合併することの賛否を住民投票に付するための条例の制定についての件は原案のとおり可決されました。

議長（荒道鶴造君）

日程第5 議案第2号 平成14年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）討論なしと認めます。

これより、議案第2号 平成14年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成14年第8回階上町議会臨時会を閉会いたします。

（散会午後12時6分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

